

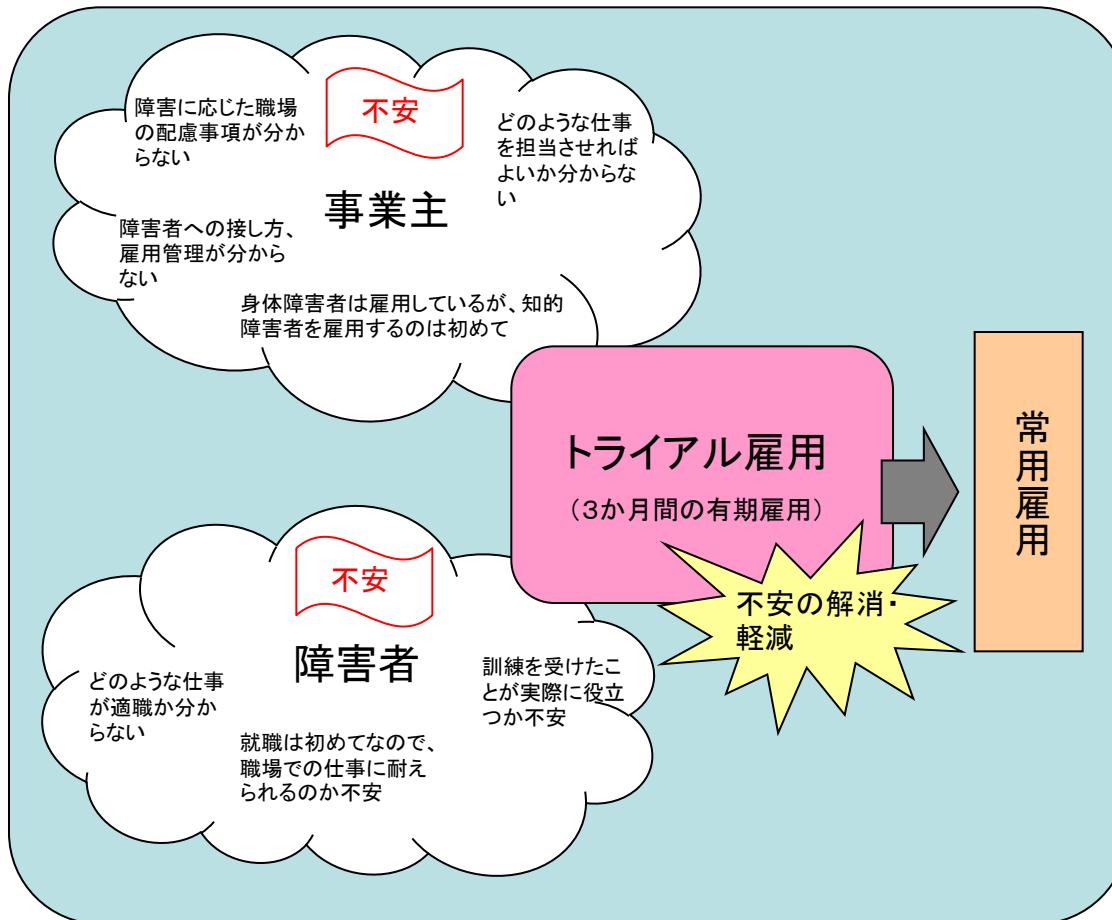
一般会計及び雇用保険特別会計の助成金等の詳細

「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり ～障害者試行雇用事業～

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者雇用に取り組む意欲があっても雇い入れることに躊躇する面もあります。

また、障害者の側でも、これまでの雇用就労経験が乏しいために、「どのような職種が向いているかが分からない」、「仕事に耐えられるだろうか」といった不安があります。

このため、障害者を短期の試行雇用(トライアル雇用)の形で受け入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目指します。



○ 期 間

3か月間を限度(ハローワークの職業紹介により、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結)

○ 奨励金

事業主に対し、トライアル雇用者1人につき、月4万円を支給

○ 対象者（24年度）

9,200人

○ 実 績（23年度）

開始者数 11,357人

常用雇用移行率 86.9%

「精神障害者等ステップアップ雇用」による 常用雇用への移行の促進

精神障害者等

- 心身が疲れやすい。
- 緊張しやすい。
- 判断・責任等のプレッシャーに弱いことがある。
- コミュニケーション能力に困難がある。
- 直ちに雇用率適用となる週20時間以上働くことが困難。

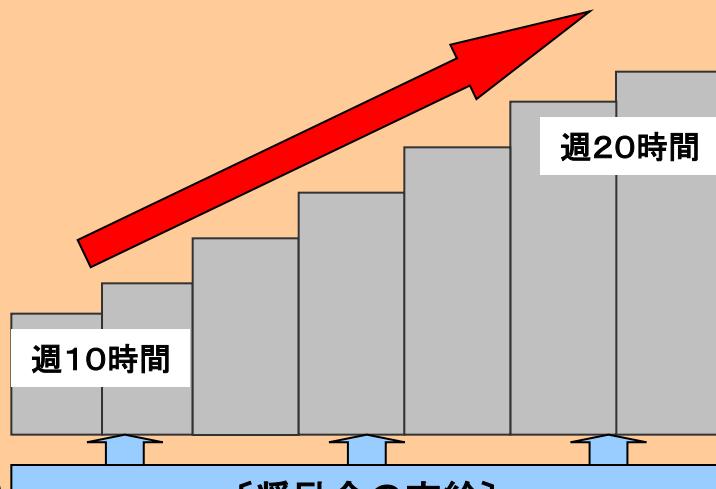


事業所

- 精神障害等についての知識がない。
- 精神障害者等の受け入れに不安がある。
- 精神障害者等の常用雇用に踏み切れない。

精神障害者等ステップアップ雇用

精神障害者及び発達障害者の障害特性に鑑み、一定の期間をかけて、仕事や職場への適応状況等をみながら、徐々に就業時間を伸ばしていくことで常用雇用への移行を目指します。



常用雇用

◆ 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金

- 期間等
 - ・3ヶ月～12ヶ月
 - ・1週間の労働時間は10時間以上
 - ・ハローワークの職業紹介により雇入れ
 - ・事業主と対象精神障害者等との間で有期雇用契約を締結

- 奨励金の額
 - 事業主に対し、ステップアップ雇用者1人につき、月2万5千円を支給(最長12ヶ月)

- 平成22年度実績 開始者数341人
常用雇用移行率45.2%

◆ グループ雇用奨励加算金

精神障害者等がお互いに支え合いながら働くグループ雇用は職場適応に効果的であることから、グループでステップアップ雇用を実施する場合は、グループ雇用奨励金が加算されます。

- グループ人数 2人～5人以下
- グループ雇用奨励加算金の額 1グループあたり月2万5千円を支給(最長12ヶ月)
- 平成22年度実績 32グループ

事業所と精神障害者等の相互理解
雇用経験や知識の取得、不安の除去
障害特性や職場適応の見極め等

精神障害者雇用安定奨励金の概要

1 趣旨

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、新規雇用した精神障害者や在職中の精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、奨励金を支給する。

2 奨励金の内容

	対象	支給額	対象事業主
1	精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱した場合	雇用1人当たり 年180万円を上限 委嘱1人当たり 1回1万円	精神障害者を新規雇用する事業主
2	社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修させた場合	履修に要した費用の2／3 (上限50万円)	
3	社内で精神障害に関する講習を実施した場合又は従業員に外部機関が実施する精神障害者雇用に資する講習を受講させた場合	講習に要した費用の1／2 (1回5万円を上限、年5回を上限)	精神障害者を新規雇用又はうつ病等休職者を復帰させる事業主
4	在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合	配置した在職精神障害者 1人当たり25万円	

職場支援従事者（職場支援パートナー）配置助成金

1 趣旨

重度知的障害者又は精神障害者の方（65歳未満）を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、職場支援従事者（職場支援パートナー）の配置を行う事業主に対して助成金を支給します。

2 内容

助成対象

- **重度知的障害者又は精神障害者**（以下、対象障害者といいます）を雇入れ、**職場支援従事者（職場支援パートナー）**（※）を配置する事業主に対し、助成を行います。

※ 職場支援従事者（職場支援パートナー）とは

対象労働者の業務の遂行に関する必要な援助及び指導を行い、以下の要件に該当する者です。

- ①対象労働者が行う業務について1年以上の実務経験がある者
- ②対象労働者の業務の遂行に関する必要な援助及び指導を行うことができる場所に配置されている者
- ③以下のいずれかの要件を満たす方で、公共職業安定所長が認める者
 - ・特例会社等での障害者の指導に関する経験が1年以上ある者
 - ・重度知的障害者及び精神障害者の雇用事業所での障害者の指導に関する経験が2年以上ある者
 - ・障害者の就労支援機関や医療機関などの障害者の相談等に係る実務経験が1年以上ある者
 - ・障害者職業生活相談員の資格、又は、産業カウンセラーの資格を有する者
 - ・職場適応援助者養成研修修了者である者
 - ・精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士等の資格を有する者

支給額

- 支給期間は**3年間**で、支給対象期ごとに支給されます。
- 職場支援従事者**1人あたり3人を上限**とする支給対象労働者の数に、右に掲げる区分に応じた額を乗じて得た額（ただし、賃金額が上限）

	中小企業 以外	中小企業
短時間労働者 以外の者	3万円	4万円
短時間労働者	1.5万円	2万円

特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金)

1 概 要

高年齢者や障害者などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。

2 助成期間と助成額

	助成額		助成期間	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
○身体・知的障害者	50万円	135万円	1年	1年6ヶ月
○重度障害者等 (重度障害者・精神障害者・45歳以上の障害者)	100万円	240万円	1年6ヶ月	2年
○障害者(短時間労働者)	30万円	90万円	1年	1年6ヶ月

発達障害者雇用開発助成金

1 趣旨

発達障害のある人は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴うが、事業主においては、発達障害者の雇用経験が少ないことや、発達障害者について職務遂行上障害となる症状等が明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にある。

このため、発達障害者を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行い、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握する。



2 内容

(1) 対象事業主

発達障害者を、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 支給金額

50万円(中小企業の場合 135万円)※

※ 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

(3) 雇用管理に関する事項の把握・報告

事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

難治性疾患患者雇用開発助成金

1 趣旨

いわゆる難病のある人は、その疾病の特性により、就職・職場定着の面で様々な制限・困難に直面しているが、事業主においては、難病のある人の雇用経験が少ないとことや、難病のある人について職務遂行上障害となる症状等が明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にある。

このため、難病のある人を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行い、難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握する。



2 内容

(1) 対象事業主

難病のある人※¹を、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れる事業主

※1 特定疾患(56疾患)か否か、重症度等を問わず、モデル的に難治性疾患克服研究事業(臨床調査研究分野)の対象疾患(平成22年4月現在で130疾患)を対象とする。

また、筋ジストロフィーを含む。

(2) 支給金額

50万円(中小企業の場合 135万円)※²

※2 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

(3) 雇用管理に関する事項の把握・報告

事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

障害者初回雇用奨励金

1 趣旨

中小企業における雇用状況は低下傾向にあり、特に、中小企業における法定雇用率未達成企業のうち、雇用障害者数が0人である企業が約8割を占めている。さらに、今般の景気悪化により、障害者の雇用情勢が後退する恐れがあることから、障害者雇用の経験のない中小企業において、初めて身体・知的・精神障害者を雇用した場合に、奨励金を支給することにより、**中小企業における障害者雇用の促進**を図る。



2 内容

(1) 対象事業主

障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる56人～300人規模の中小企業)の事業主

(2) 支給金額

1人目の障害者を雇用する場合 100万円支給

- ・ 特定求職者雇用開発助成金、試行雇用奨励金と併給可
- ・ 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇い入れ後6か月経過後に支給

※ 雇用失業情勢が改善するまでの時限措置

特例子会社等設立促進助成金

1 趣旨

景気後退期においても比較的安定した障害者雇用が見込まれる特例子会社や重度障害者多数雇用事業所の設立促進のための助成制度を創設し、**安定的な障害者雇用を保障**するとともに、地域における特例子会社等を増やし、それを核とした**地域の障害者雇用の拡大**を図る。

◇ 特例子会社

- 雇用される障害者が5人以上で、全従業員に占める割合が20%以上
- 雇用される障害者に占める重度身体・知的・精神障害者の割合が30%以上

◇ 重度障害者多数雇用事業所

- 重度身体・知的・精神障害者を新規に5人以上雇入れ、継続雇用と併せて10人以上雇用
- 雇用労働者数に占める障害者数の割合が20%以上等

2 内容

(1) 対象事業主

平成21年2月6日以降に設立する特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所であって、失業中の身体・知的・精神障害者を10人以上雇用するものを設立した事業主

(2) 支給金額

雇用障害者数	10人～14人	15人～19人	20人～24人	25人以上
支給金額	初年度	1,000万円	1,500万円	2,000万円
	2・3年目	500万円	750万円	1,000万円

(3) 支給期間 3年間

※ 雇用失業情勢が改善するまでの時限措置

新たな雇入れ、事業実施、従業員への研修等のための費用の一部を助成

- 特定求職者雇用開発助成金との併給は不可
- 設立6ヶ月後の雇用状況を確認後支給

重度障害者等多数雇用施設設置等助成金

1 趣旨

重度障害者等を多数雇い入れ、地域の障害者雇用の促進に資する取組等に関する計画を提出し、当該計画が他の計画に比して著しく優れないと認められる事業主に対し、当該障害者のため施設・設備の設置・整備に要した費用の一部を助成することにより、重度障害者等の雇用の促進を図る。

2 内容

重度身体障害者、知的障害者(重度でない知的障害者である短時間労働者を除く。)、精神障害者(以下、対象障害者。)を、

- ① 常用労働者として、**新規に10人以上雇用**し、
- ② 繼続して雇用している**対象障害者**との合計が**15人以上**であって、
- ③ 対象障害者の全常用労働者に占める割合が**2／10以上**

であり、地域の障害者雇用の促進に資する取組等に関する計画を提出し、当該計画が**他の計画に比して著しく優れると認められる事業主**に対して、**対象障害者のための事業施設等に要した費用の一部**を助成。

対象障害者数	助成率	限度額
15人以上 (うち新規雇用10人以上)	2／3	1億円

※1 第3セクター企業等の事業主である場合は**3／4**

※2 第3セクター企業、特例子会社等の事業主は、支給対象障害者数の人数に応じて次の限度額を適用。

- ① 支給対象障害者数**20人以上** (うち**新規雇用15人以上**) **1億5千万円**
- ② 支給対象障害者数**25人以上** (うち**新規雇用20人以上**) **2億円**

支給までの流れ

受給資格認定申請書提出

毎年度**4月から6月**まで

支給対象障害者雇入れ、事業施設の設置等を完了

受給資格認定日の翌日から起算して**6ヶ月以内**

支給申請書提出

雇入れ、施設設置等完了日から**1ヶ月以内**

支給決定